

平成 年度 租税条約の規定によって所得税を免除される  
外国政府職員、教授、留学生に係る住民税に関する届出書

射水市長 あて

昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届出ます。

所得税については、日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項により、租税条約に関する届出書を平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に税務署に提出して免除を受けています。

氏名 Full Name				
個人番号 Individual Number				
生年月日 Date of Birth	年 月 日	年齢 Age	歳	
国籍 Nationality				
日本国内の住所（居所） Address or Residence in Japan	射水市			
入国前の住所 Address before entry into Japan				
入国年月日 Date of Entry	年 月 日			
在留期間 Authorized Period of Stay	年 月 日	～	年 月 日	
在留資格 Status of Residence	教授等・留学生・事業修習者・その他（ ）			
在籍する学校 訓練を受ける事業所 研究機関 等 Place of School or Business	名称 Name			
	所在地 Address			
報酬等の支払者 Details of Payer of Income	名称 Name			
	所在地 Address			
	報酬の種類 Kind of Income	給与・雑・その他( )	金額 Amount of Payment	円
	支払方法 Method of Payment	現金・振込・その他( )	支払期日 Pay Day	
	職務の内容 Job Description		契約期間 Period of Contract	
納税管理人 administrator of tax payment ※届出している場合のみ	氏名 Name			
	住所 Address			
その他参考事項 Others				

## ※添付書類

- ・個人番号(通知)カードの写し、もしくは提示
- ・在留カードの写し、もしくは提示
- ・学生証もしくは在学証明書（留学生の場合）
- ・事業等の修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合）
- ・交付金等の受領者であることを証明する書類（交付金等の受領者である場合）
- ・雇用契約書等の写し（雇用契約を締結している場合）

## ※注意事項

- ・この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
- ・毎年 3 月 15 日までに提出ください。期限内に提出がない場合は、免除を受けることができません。